

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務の受託者選定を公募型プロポーザルで行うために設置するプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受託候補者の審査に関すること
- (2) その他、受託候補者の審査に関して委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、茨城県福祉部長寿福祉課内に設置するものとし、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 審査会には委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその会務を代理する。
- 5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から、第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(審査)

第5条 審査会は、プロポーザルに参加した事業者が提出した企画提案書等について審査する。

- 2 委員会は、審査に当たっては、別表2「茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務に係る公募型プロポーザル審査表」により採点し、各委員が順位を決定した結果、最も多く1位となった業者を採用する。
- 3 見積金額が予定価格を上回る場合及び審査項目に対応が不可能な項目がある場合は、不採用とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接的又は、間接的を問わず、応募者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。
- 3 委員は、会議の内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。但し、県が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、茨城県福祉部長寿福祉課介護基盤整備担当において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、長寿福祉課長が別に定める。

附則

この要項は、令和8年5月19日から施行する。

(別表 1)

	所属	役職	氏名
委員長	茨城県福祉部 長寿福祉課	課長	佐久間 敏
副委員長	茨城県福祉部 長寿福祉課	課長補佐 (総括)	廣瀬 将
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 地域包括ケア推進室	室長	海老根 友美
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課	副参事	小松崎 園子
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 介護基盤整備担当	課長補佐	加倉井 郁代
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査担当	課長補佐	中原 朋子
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 長寿企画・援護担当	課長補佐	佐野 貴之
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 認知症対策担当	室長補佐	根本 英岳
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 地域包括ケア推進室 地域支援担当	室長補佐	杉本 尚子
委員	茨城県福祉部 長寿福祉課 管理担当	主査	森田 幸代

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務 公募型プロポーザル審査表

審査員名：

申請者名：

審査基準項目	着眼点等	採点	係数	得点
1 実施体制 配点：20点	業務を安定的かつ継続的に遂行できる体制となっているか。		4	0
2 実施内容 配点：30点	本業務の目的に沿った、具体的かつ実現可能な実施内容が提案されているか。		6	0
3 工程計画 配点：15点	計画的かつ着実に業務を推進できる工程計画が示されているか。		3	0
4 類似業務の受託実績 配点：15点	本業務を適切に実施するための経験・実績を有しているか。		3	0
5 見積り及び積算内訳 配点：15点	提案内容に見合った、妥当性・合理性のある見積りとなっているか。		3	0
6 その他特記事項 配点：5点	本業務に対する熱意や取組意欲が感じられるか。		1	0
合計				0

評価基準

評価	基準点
良い	5
やや良い	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

審査員の採点に各係数を乗じた数を得点とします。